

※詳しくは昭和信用金庫までご相談ください。

住まい上手

変動金利 1.6% (実効年利) 0.875%

固定金利 1.4% (実効年利) 1,000円以上  
1.200円以上  
1,400円以上

③ ほんの少しの金利に乗せて3大疾病等に対する保障特約がつけられるの  
複数の生命保険に入らなくても安心よ!

① 主人が住宅ローンを組んでマイホームを買ったがってるけど...  
この先もしものことがあったらどうしたらいいの?

④ あとはじっくり返済計画を立てることね

やった、早く主人に教えてあげなくちゃ!

② それなら「住まい上手」がオススメね!  
「住まい上手」!?

## 団体信用生命保険とは?

団体信用生命保険は、金融機関または保証会社を保険契約者とし、住宅ローンをご利用のお客さまを被保険者とする**生命保険契約**です。

- ▶ お客さまが保険期間中にもしも、「お亡くなりになられた」「高度障害状態になられた」または「余命が6か月以内と判断された」場合に、保険会社から当金庫に支払われる保険金(ローン残高に相当する額)でお客さまの住宅ローン残高が完済となる仕組みです。
- ▶ 保険が適用された場合には、残されたご家族が住宅ローンを引き継ぐことはなくなります。団体信用生命保険による「もしも」の備えがあれば、「安心・充実したマイホームライフ」をお過ごしいただけます。

### 団体信用生命保険の仕組み(イメージ図)



※1 がん保障、3大疾病保障、就業不能保障+3大疾病保障の特約付の場合は、各特約に相当する保険料率を住宅ローン金利に上乗せします。  
※2 保険金の支払いには制限条件があります。保険金が支払われた場合であっても、利息の一部をご負担いただく場合がございます。

## 団体信用生命保険の種類

- ① 団体信用生命保険 ※保険料は当金庫が負担します
- ② がん保障特約付団体信用生命保険 ※①にがん保障特約が付きます
- ③ 3大疾病保障特約付団体信用生命保険 ※①に3大疾病保障特約が付きます
- ④ 就業不能保障保険+3大疾病保障特約付団体信用生命保険 ※①に就業不能保障保険と3大疾病保障特約が付きます

※団体信用生命保険のご加入にあたっては「申込書兼告知書」をご提出いただきますが、告知内容によっては、保険会社がお断りする場合がございますのであらかじめご了承ください。

## がん保障特約付【リビング・ニーズ特約付】

ご融資時の年齢が満20歳以上満51歳未満の方がご利用いただけます(ただし、全国保証(株)については満50歳未満の方が対象)。

### 住宅ローン金利

+0.3%でご加入可能

- ポイント① がん診断・余命6か月以内の診断で住宅ローン全額ご返済
- ポイント② 死亡・高度障害保障も充実

死亡・高度障害のとき、または余命が6か月以内と判断されるときに加え、所定の悪性新生物(がん)と診断されたときに住宅ローン全額がご返済されます。

死亡・高度障害 余命6か月 がん

- 死亡・高度障害のみの選択もできます(富国生命扱い)。
- (がん保障特約付団体信用生命保険の留意事項)
- 上皮内がん(進行期0期のがん)、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはがん診断給付金の対象とはなりません。
- がん診断給付金は、責任開始日(融資実行日)から90日経過後、所定のがんに罹患し診断確定された場合のみお支払いします。
- (がん保障特約付団体信用生命保険のご加入にあたって)
- ご加入時の保険金額が、5,000万円を超える場合は、「健康診断結果証明書」をご提出いただきます。
- 過去の病歴や現在の健康状態等により、保険会社がお断りする場合があります。

## 3大疾病保障特約付【リビング・ニーズ特約付】

ご融資時の年齢が満20歳以上満51歳未満の方がご利用いただけます(ただし、全国保証(株)については満50歳未満の方が対象)。

### 住宅ローン金利

+0.3%でご加入可能

- ポイント① 所定のお支払事由に該当すると住宅ローンの返済が不要
- ポイント② 3大疾病に該当すると住宅ローン残高を保険料としてお支払い

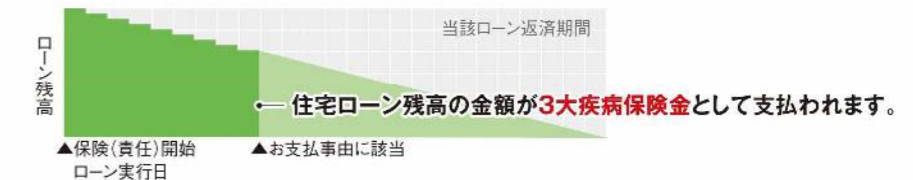
死亡・高度障害 余命6か月 急性心筋梗塞 がん 脳卒中

住宅ローンの返済が不要になります。

※保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。

### 【3大疾病保障特約付団体信用生命保険】

従来の死亡・高度障害保障に加え、3大疾病(悪性新生物[がん]・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定のお支払事由に該当されたら、住宅ローン残高の全額が3大疾病保険金として支払われます。



- 3大疾病保険金のお支払事由の概要
- 保険期間中に所定の悪性新生物(がん)と診断確定された場合(※)
- 保険期間中に急性心筋梗塞・脳卒中を発病し、60日以上所定の状態が継続したと診断された場合
- 所定の悪性新生物には、上皮内がんや皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。また、保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物および当該悪性新生物の90日経過後の再発・転移等はお支払対象となりません。

## 団体信用就業不能保障保険・3大疾病保障特約付【リビング・ニーズ特約付】

ご融資時の年齢が満20歳以上満51歳未満の方がご利用いただけます(ただし、全国保証(株)については満50歳未満の方が対象)。

### 住宅ローン金利

+0.35%でご加入可能

- ポイント① 所定のお支払事由に該当すると住宅ローンの返済が不要
- ポイント② 3大疾病に該当すると住宅ローン残高を保険料としてお支払い

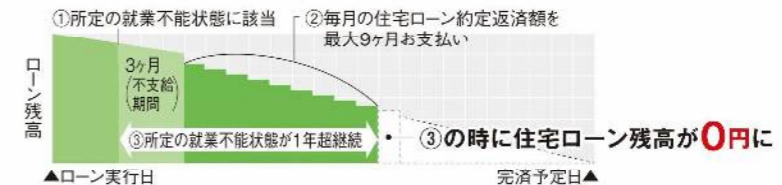
死亡・高度障害 余命6か月 急性心筋梗塞 がん 脳卒中  
長期就業不能 就業不能

住宅ローンの返済が不要になります。

※保険金が支払われる場合であっても、利息の一部等をご負担いただく場合があります。

### +さらに

就業不能保障保険付なら  
上記以外の病気※1や  
けがで所定の就業不能状態※2に  
なった場合...



- ※1 精神障害や薬物依存等はお支払対象となりません。
- ※2 就業不能状態とは、病院もしくは診療所への治療を目的とした入院をしているか、または以下の一般状態区分表の4もしくは5に該当する状態にあり、医師の指示による在宅療養をしていることをいいます。

一般状態区分表	説明
1	無症状で社会活動ができ、制限を受けることなく、発病前と同等にふるまえる。
2	軽度の症状があり、肉体的労働は制限を受けるが、歩行、軽労働や座業はできる(例えば、軽い家事、事務など)。
3	歩行や、身のまわりのことはできるが、時に少し介助が必要なおともあり、軽労働はできないが、日中の50%以上は起居している。
4	身のまわりのある程度のことではできるが、しばしば介助が必要で、日中の50%以上は就床しており、自力では屋外への外出等がほぼ不可能。
5	身のまわりのこともできず、常に介助を必要とし、終日就床を強いられ、活動の範囲がおむねベッド周辺に限られる。

ご注意: お支払事由の詳細や保険金が支払われない場合など、この保険の詳細については、「申込書兼告知書」に添付の「ご契約概要」、「注意喚起情報」をお読みください。